

第5次旭川市障がい者計画（素案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果について

第5次旭川市障がい者計画を策定するに当たり、計画素案について市民に意見を求めた。

- 1 意見の提出期間 令和7年12月24日（水）～令和8年1月30日（金）
- 2 市民への周知方法 広報誌12月号とホームページに掲載
- 3 配布場所（24箇所）
障害福祉課、市政情報コーナー、各支所（出張所及び東部まちづくりセンターを含む）、各公民館（分館を除く）、旭川市障害者福祉センター
- 4 意見提出者数 個人：7人 団体：0団体
- 5 意見数 延べ意見数：8件

	意見の内容	意見数
1	【放課後等デイサービス利用料の負担軽減について】 概要：現在年収により利用者の負担上限月額に差があるため、親の収入による格差をなくす支援を行うべき。	1
2	【障がいへの理解の促進について】 概要：障がいのある人への理解の促進には力を入れるべき	1
3	【精神障がい者のバス料金半額について】 概要：現金払いだけでなく、ICカードでの利用も検討すべき。	1
4	【移動支援について】 概要：移動支援を円滑に利用できるよう、重点的に取り組むべき	1
5	【福祉タクシー利用等助成について】 概要：精神障害2級まで対象が拡大した。療育手帳Bも対象とすべき。	1
6	【その他】 概要：障害者総合支援法を見直し、就労支援を再編すべきとの記載や、福祉的就労の場について素案に記載していることとほぼ同様の内容の記載	3
	合計	8

- 6 計画への反映について
提出のあった意見について、附属機関における審議を経た上で、計画を策定した。